

卒業認定について

学則（抄）

（授業科目、単位数及び授業時間数）

第9条 助産師学科、第一看護学科及び第二看護学科における授業科目、単位数及び時間数は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

（助産師学科、第一看護学科及び第二看護学科の単位の認定）

第10条 授業科目の学修の評価は、所定の授業時間数の3分の2以上出席した授業科目に限り、試験又はこれに代わるべき方法により行う。

- 2 校長は、授業科目の学修の評価に合格した者には、その科目所定の単位を与える。
- 3 第9条に規定する授業科目の試験は、授業科目の終了したとき又は前期及び学年末に行う他、臨時に行うことがある。
- 4 授業科目の学修の評価は、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。
- 5 第3項に規定する授業科目の試験を受けることができなかつた場合又は試験の結果不合格となつた場合は、別に定めるところにより、追試験又は再試験を受けることができる。

（卒業の認定）

第11条 校長は、助産師学科、第一看護学科及び第二看護学科の学生の卒業を認定するに当たっては、学校所定の修業年限を在学し、第9条に規定する単位数の授業科目を修得し、第10条の規定に基づき単位認定をうけた者に、これを行う。

- 2 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、原則として卒業を認めない。